

# 集積・集約化の推進

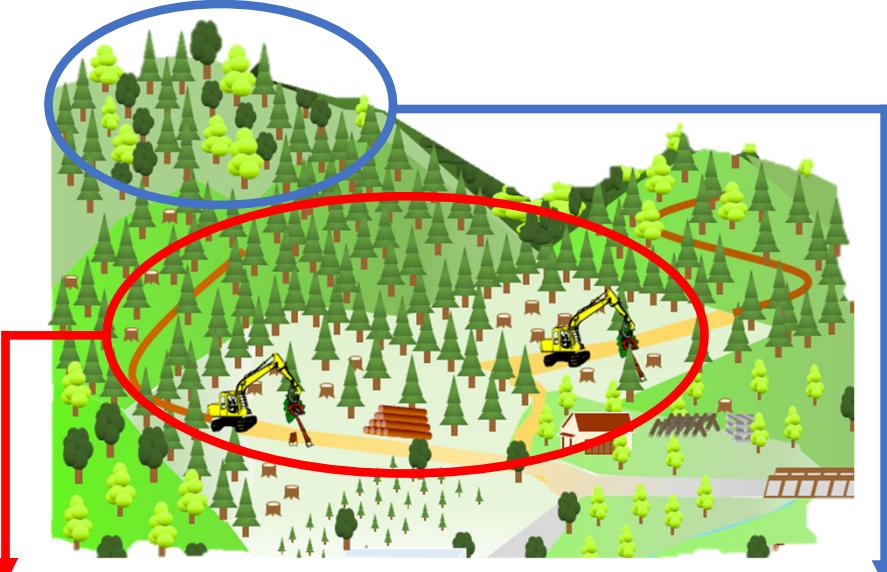
令和7年12月

林野庁

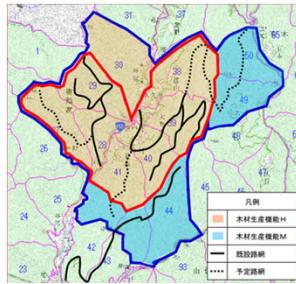
# 森林の集積・集約化のイメージ

- 世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れている中、林業適地の人工林については長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への集積・集約化を推進するとともに、それ以外の人工林について、公益的機能の発揮の観点から必要な箇所は公的主体による管理を推進することが重要。
- 林業経営体への集積・集約化に当たっては、航空レーザ測量等のリモートセンシング技術の利用や、経営管理実施権に加え、所有権も含めた長期・安定的な権利の取得などが重要。

## ■ 森林の集積・集約化イメージ



- 林業適地の人工林
- 市町村森林整備計画における効率的施業森林区域の設定
- 長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への集積・集約化



効率的施業森林区域  
(イメージ)

- 林業適地以外の人工林
- 公益的機能の発揮の観点から必要な箇所は、市町村等の公的主体を中心に整備・管理

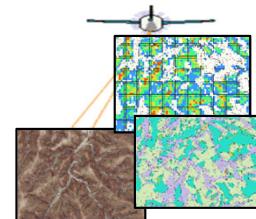


針広混交林化

## ■ 林業経営体等への集約化の推進

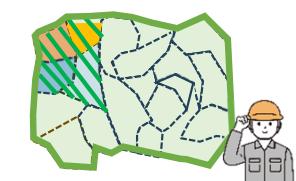
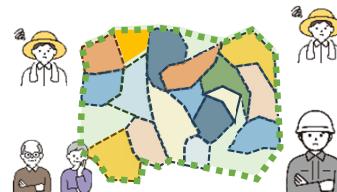
### リモセン技術を活用した集積・集約化の取組

- 航空レーザ測量等のリモートセンシング技術を活用し、
  - 実測ベースの森林資源情報も活用した対象地域の選定や収益試算
  - 森林所有者による現地立会の省略や施業範囲の外縁のみの境界確認等による、効率的な集約化の実施
  - 効率的な路網整備に向けた詳細な地形情報の取得 等を実施



### 所有権移転等も含めた集積・集約化の取組

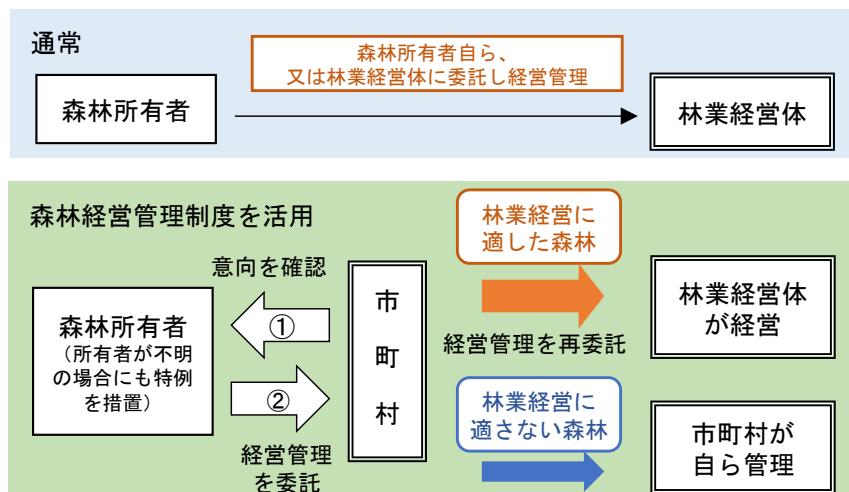
- 森林経営に意欲のある林業経営体や法人等に、経営管理実施権に加え、森林の土地の所有権も含めた長期間経営する権利を集積・集約化
- より長期・安定的な経営管理を実現



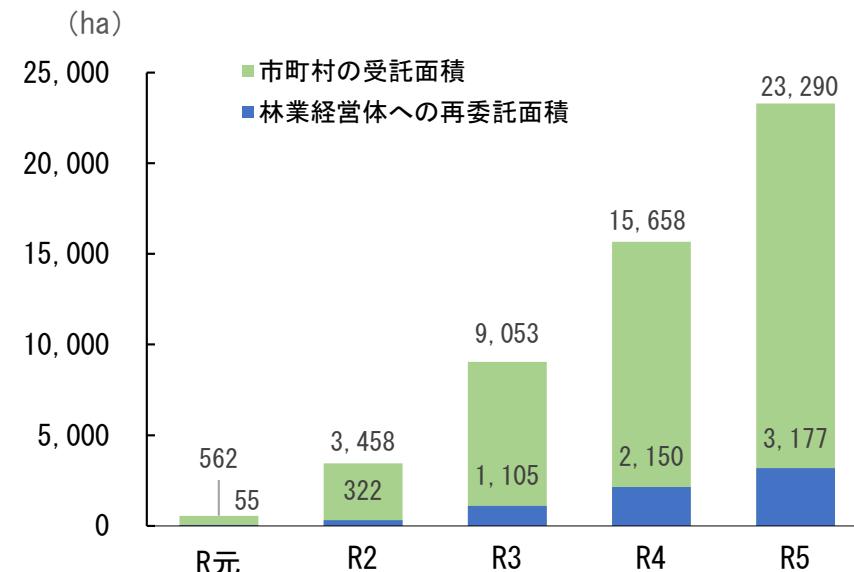
# 森林の集積・集約化の現状

- 民間のみでは集積・集約化が進まない森林について、森林経営管理制度を活用し、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、市町村による経営管理と林業経営体への再委託による集積・集約化を推進。
- 意向調査において所有者から市町村への委託希望があった森林について、市町村による森林整備のほか、林業経営体へのあっせん等も活用しながら森林整備につなげることで未整備森林の解消に貢献。一方で、林業経営体への再委託面積は低位に推移。

## ■ 集積・集約化の仕組み

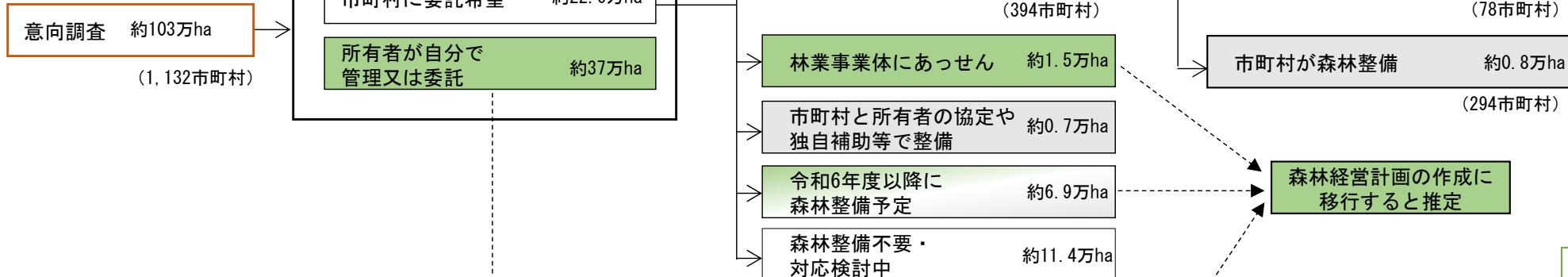


## ■ 森林経営管理制度の実施状況



## 【具体的な実施状況】

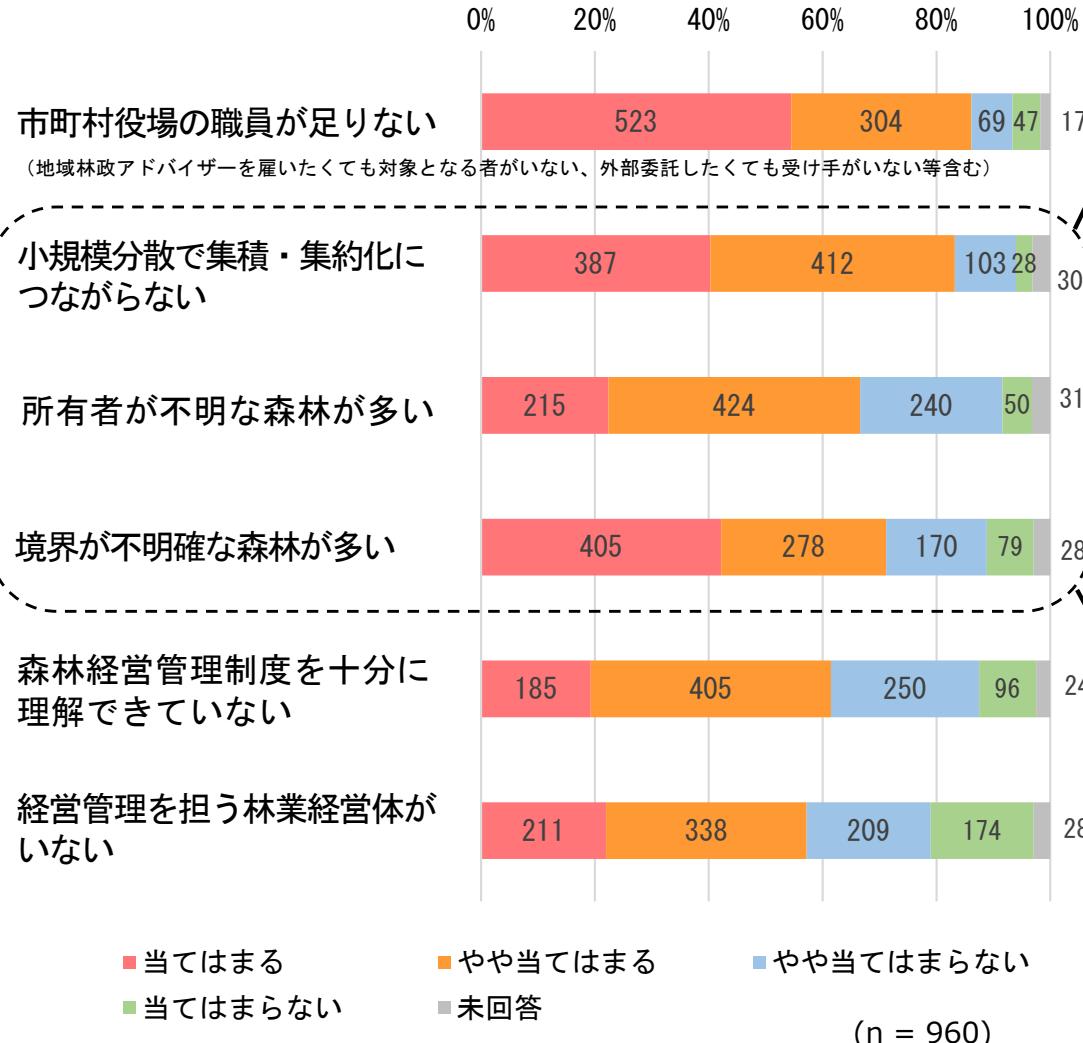
(令和5年度末現在)



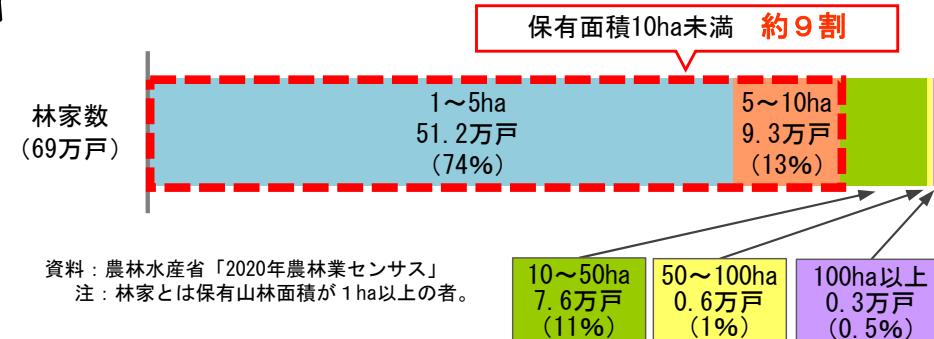
# 森林の集積・集約化の課題

- 森林の集積・集約化の推進に当たっては、我が国の森林の保有構造が小規模・分散であること、所有者が不明な森林や境界が不明確な森林が存在することが課題。

## ■ 森林の集積・集約化に関する課題（市町村アンケート）



### 課題① 小規模・分散的な所有構造



### (小規模、零細な保有構造の例)



- 【凡例】
- …林班界
  - …小班界
  - …人工林
  - …天然林

### 課題② 所有者が不明な森林

(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

宅地	農用地	林地	合計
20.8%	24.5%	33.4%	25.6%

資料：国土交通省「令和5年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」  
注：「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。なお、当該年度の地籍調査箇所での結果であり、全国的な数値を示すものではない。

### 課題③ 地籍調査が未実施の森林

(地籍調査の進捗率)

宅地	農用地	林地	合計
52%	71%	47%	53%

資料：国土交通省のホームページを基に作成（令和6年度末）  
※宅地、農用地、林地については、人口集中地区以外の地域を分類したもの。

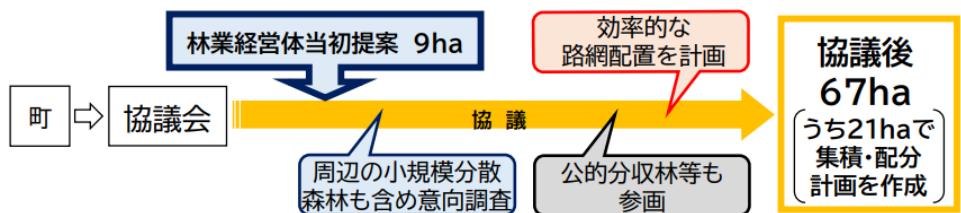
# 効率的な集積・集約化に向けた取組

- 森林経営管理法の活用等を通じて、所有者不明森林を含め、市町村の関与による経営管理が進展。地域の関係者で協議し、面的なまとまりをもって林業経営体に権利設定を行っている事例がある。
- 関係者が森林の将来像を話し合うことで集約化構想を作成し、権利設定・移転を促進する新たな仕組み等を法改正により創設（令和8年4月1日施行予定）。これらの仕組みを適切に運用し、効率的に森林の集積・集約化の取組を推進することが重要。

## ■ 森林の集積・集約化に関する近年の取組

### 事例 森林経営管理制度を活用した施業地の確保（島根県邑南町）

- 確実な再委託に繋げるため地域の関係者による協議会を設置
- 林業経営体からの提案をもとに協議会で意向調査の候補地（67ha）を決定し、21haについて集積計画・配分計画を作成



### ＜所有者が不明な森林等における特例措置の活用＞

#### 活用件数

（令和7年10月末現在）

13件（12市町）

- 共有者不明森林 8件
- 所有者不明森林 4件
- 確知所有者不同意森林 1件

※手続中を含む

### 事例 共有者不明森林等に係る特例の活用（京都府綾部市）

- 森林所有者の一部が不明な森林について、森林経営管理制度の特例を活用し、約2年10か月の手続期間を経て間伐を実施

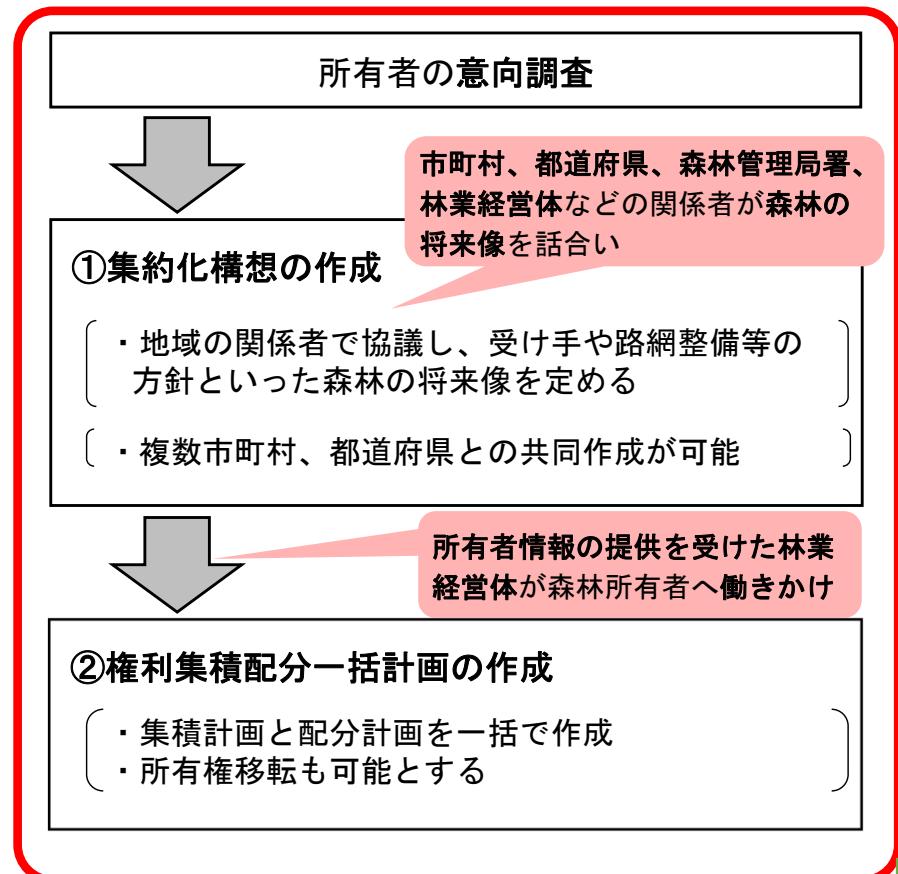


共有者不明森林を含む権利設定箇所

## ■ 森林経営管理法の改正

- 既存の仕組みに加え、権利設定・移転を促進する新たな仕組み（集約化構想）を創設
- 所有者不明森林等の市町村への経営管理権設定に係る公告期間の短縮（6月→2月）等により市町村事務の負担を軽減

### ＜集約化構想による権利設定・移転の仕組み＞

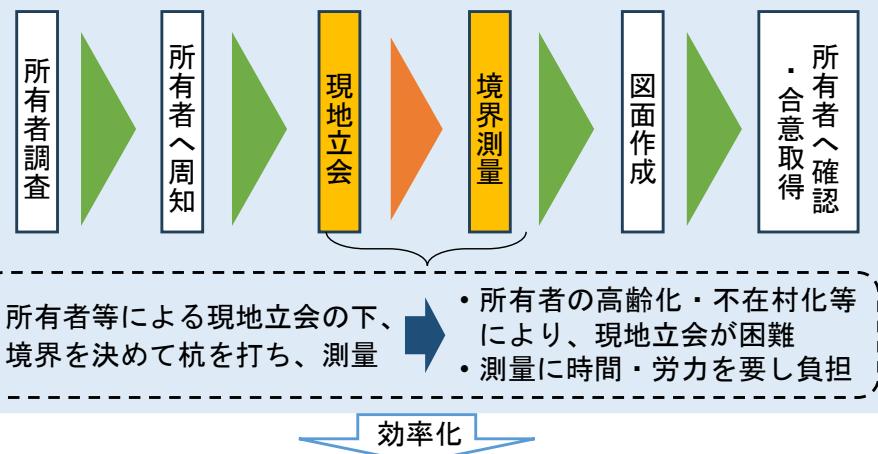


# リモートセンシングデータを活用した効率的な境界の明確化

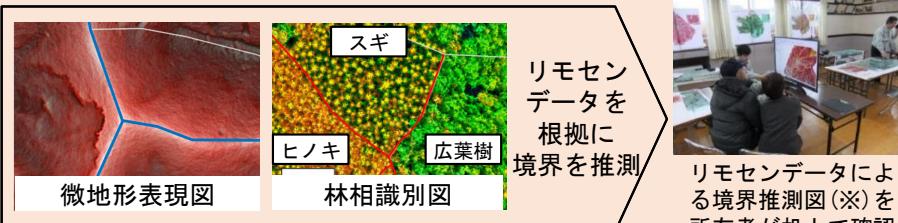
- 森林の境界明確化に当たっては、現地測量や所有者の現地立会等が負担。空中写真や航空レーザ測量等のリモートセンシングデータを活用した森林境界明確化手法（航測法）の活用により、森林境界明確化の効率化等を図ることが重要。
- また、森林をより長期にわたり持続的に経営することが可能な所有権の移転等に当たっては、登記簿への反映等、より正確な境界を確定するための取組が重要。一方で、林地での地籍調査の進捗率は半分にも満たない。森林境界明確化の成果について、特に航測法による高精度な測量成果等は、地籍調査にも活用可能であることから、引き続き国土交通省とも連携し、取組を進める必要。

## ■ 航測法による森林境界明確化

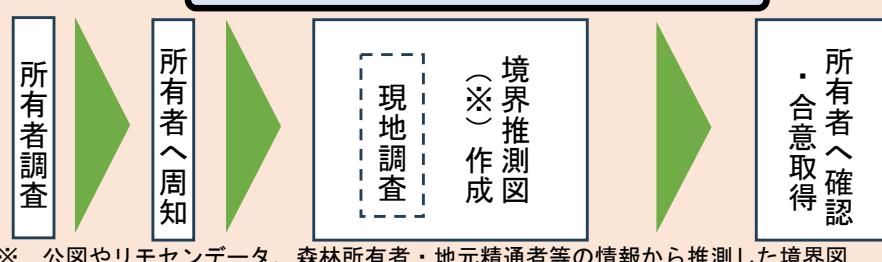
<地上法>



<航測法>



現地測量や森林所有者の現地立会を省略



地籍調査への活用

測量精度の確保が困難

高精度な測量成果を地籍調査に活用可能

## ■ 地籍調査への活用

- 林野庁と国土交通省との連携

【林野庁】

森林境界明確化の成果を地籍調査に活用するための留意事項や標準的な手法を示したマニュアルの作成等

「航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル」(令和7年4月)

【国交省】

「森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル」(令和4年9月)

【市町村】

森林境界明確化成果の共有

リモセンデータの相互共有

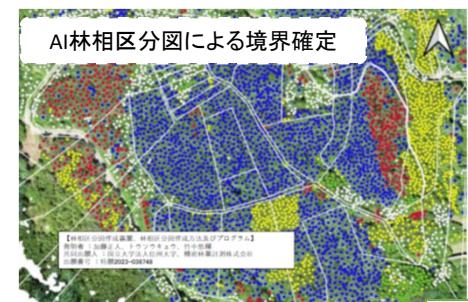
地籍調査成果の共有

地籍部局

地籍調査

## 事例 地籍調査への活用を見据えた森林境界明確化（長野県木曽町）

- 森林境界の明確化に当たり、ドローン空撮画像と、AIによる林相区分を活用し、森林の境界線を高精度で“見える化”することにより、現地確認や測量を効率化
- これらによる高精度の測量成果を地籍調査としても活用し、地籍調査の期間短縮と事業費の削減を見込む

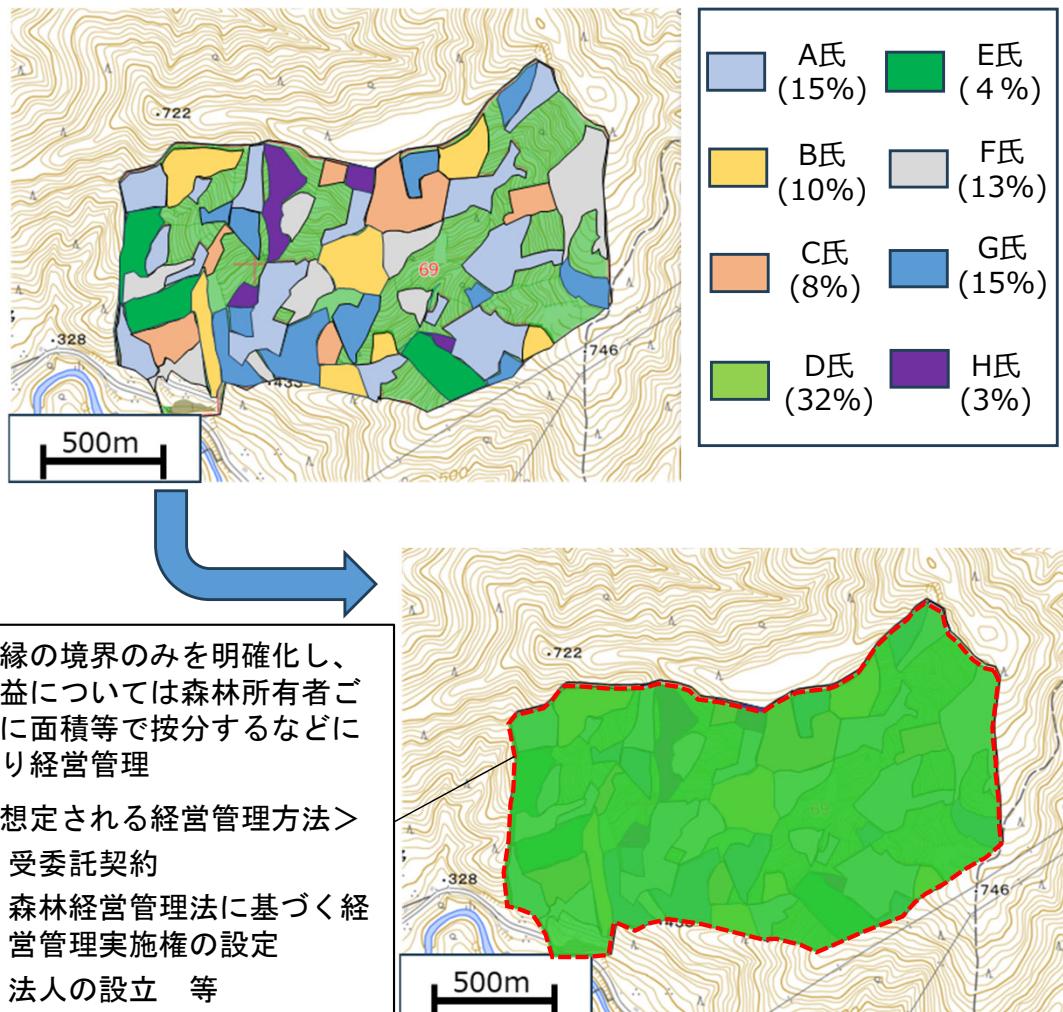


# 所有権界にとらわれない効率的な集積・集約化

- 経営管理の対象となる森林の外縁の境界のみを明確化し、収益を面積按分等で森林所有者に配分する等の方法により集積・集約化を行う事例もある。
- こうした方法は、小規模分散で個々の所有者単位では効率的・持続的な経営管理が困難な箇所や、個々の森林に係る境界の特定・管理に多大な労力がかかる箇所などにおいて、所有権界にとらわれずに将来にわたりまとまって効率的な経営管理を実現できる手法の一つとして期待。

## ■ 所有権界にとらわれない効率的な集積・集約化（イメージ）

- ・ 地域の所有者の合意に基づき、外縁の境界のみを明確化した上で、内部の境界明確化は行わず、既存の情報に基づく面積等での按分により林業収益を配分しての集積・集約化が可能



### 事例 経営管理の対象となる森林の外縁の境界のみ明確化した事例（静岡県富士市）

- ・ 富士市では地籍調査の進捗率が7%と低位であり、森林の集積・集約化に向けては境界明確化が課題
- ・ 森林経営管理制度に基づく集積計画の作成に当たっては、個別所有者ごとの境界を明確にするのではなく、集約した一団の森林の周囲の測量のみを実施
- ・ 所有者への還元に当たっては、一団の森林で実施した搬出間伐による収益を、登記簿の面積等により按分

<施業実施までのフロー>

意向調査の実施  
説明会の開催

現地確認  
衛星画像確認

森林所有者の同意取得

境界確認  
立木調査  
施業界の周囲測量

利益配分を面積按分で算定

集積計画に基づく施業の実施  
施業による収益の還元

<イメージ図>

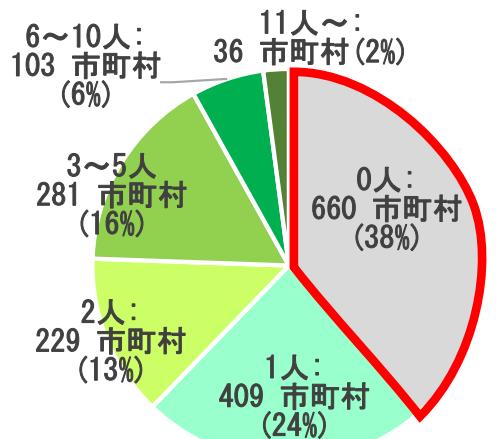


# 市町村の実施体制構築に向けた取組①

- 市町村は森林計画制度や森林経営管理制度の運用、予算事業の執行等、地域の森林・林業行政の主な実施主体。一方で、林務を専任する職員がいない市町村が4割。実施体制の強化に向け、国や都道府県によるサポート等の様々な取組の推進が重要。

## ■ 市町村の実施体制の現状と主な取組手法

<市町村ごとの林務を専任とする職員の数>



出典：総務省「地方公共団体定員管理調査」（令和6年）

<市町村の実施体制強化に向けた主な取組手法>

項目	概要
①国や都道府県によるサポート	森林総合監理士や林業普及指導員等による市町村への技術支援等
②民間企業等への外部委託	境界明確化や意向調査等の専門的知識やノウハウが必要な業務を森林組合等に委託
③市町村自らの体制構築	森林環境譲与税や地域林政アドバイザーリスト制度を活用し、会計年度任用職員等を雇用

### ① 国や都道府県によるサポート

- ・ 市町村への職員派遣や協議会の開催等により国や都道府県がサポート
- ・ 改正森林経営管理制度に基づく集約化構想については、都道府県による共同作成が可能
- ・ また、森林総合監理士による市町村支援に向けたさらなる活躍が期待

#### 事例 県職員の市町村配置の取組（奈良県）

- ・ 専門教育を受けた県職員を、市町村に長期間派遣。県職員と市町村職員の身分を併任し、市町村森林整備計画の推進関係業務等を実施。



業務調整・情報交換会

#### 事例 ぐんまフォレスター連絡会の取組（群馬県など）

- ・ 県、国（森林管理局）、森林整備センターが一体となって、林業・木材産業の振興を図るため、主に技術交流を通じた相互研鑽や、国や県の森林総合監理士等による市町村への支援等を実施。



技術交流会の様子

<森林総合監理士の活躍の場の拡大に向けた今後の取組>

#### 情勢の変化

- ・ 改正森林経営管理制度に基づく集約化構想の作成に当たっては、森林経営管理制度の理解はもとより、森林のゾーニング、施業集約化等に関する知見や、地域の合意形成の経験を有する森林総合監理士の活躍が期待

#### 今後の取組

- ⇒ 国や都道府県職員等の森林総合監理士の技術力向上や、国や都道府県を退職した森林総合監理士等が現場で活躍できるようなマッチングの仕組みの創設等が必要

## 市町村の実施体制構築に向けた取組②

- 実施体制の強化に向け、民間企業等への外部委託や市町村自らの体制構築に取り組んでおり、取組の推進が重要。

## ② 民間企業等への外部委託

- 専門的知見を有する法人へ業務の一部を委託する事例あり
  - こうした取組を広げるため、改正森林経営管理法において経営管理支援法人制度を創設

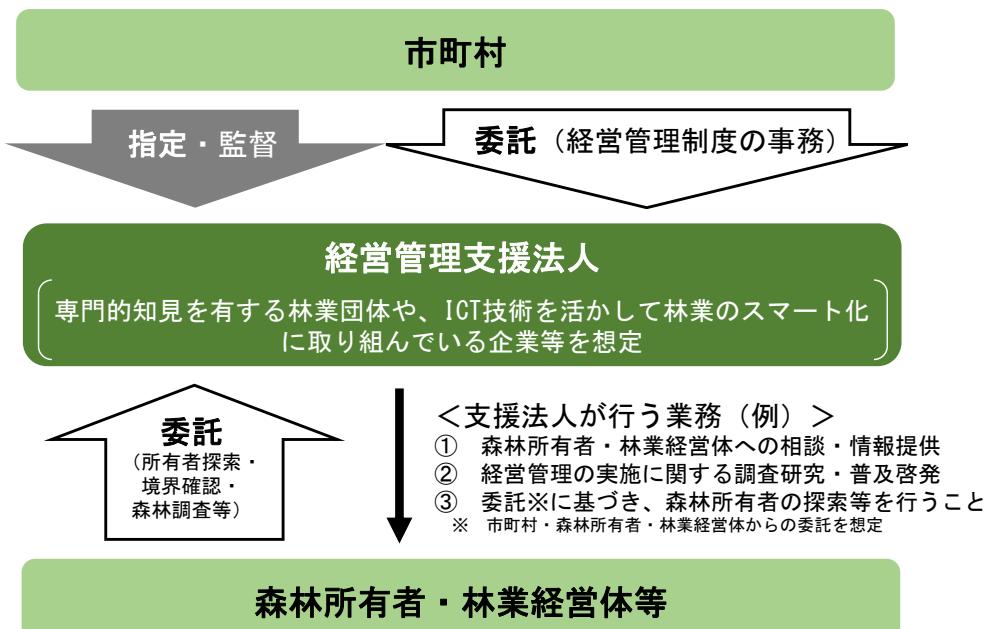
事例 (一社) やましごと工房の設立 (徳島県美馬市・つるぎ町)

- ・「やましごと工房」は、美馬市、つるぎ町、徳島県が構成員となって設立
  - ・森林総合監理士等が、森林経営管理方針案の検討や意向調査等、森林経営管理制度に係る事務を一括して担う



## 空中写真から森林資源状況を解析

## ＜経営管理支援法人制度の概要＞



### ③ 市町村自らの体制構築

- ・森林環境譲与税や地域林政アドバイザー制度を活用し、市町村自ら体制構築する事例あり
  - ・引き続き、こうした取組の推進が重要

## 事例 森林環境譲与税の活用（群馬県中之条町）

- ・森林経営管理制度に係る実務は2名（他業務との兼務）で担当
  - ・うち会計年度任用職員は森林環境譲与税を活用して雇用



経営管理権を取得した森林の管理

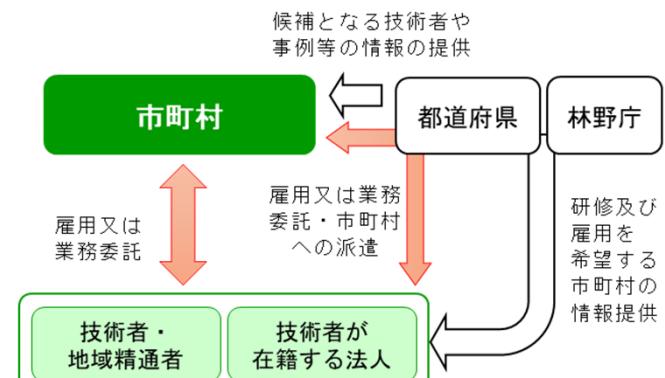
## 事例 地域林政アドバイザーの活用（岩手県花巻市）

- ・ 地域林政アドバイザー制度を活用して、元県職員（森林総合監理士）を雇用
  - ・ 森林所有者への働きかけ等を行い、森林の円滑な継承や所有権移転等を促進



個別相談活動

## ＜地域林政アドバイザー制度の概要＞



※都道府県・市町村が地域林政アドバイザーを雇用(又は委託)した場合の  
経費は、特別交付税措置の対象  
(措置率・都道府県0.5、市町村0.7 対象経費・1人あたり500万円が上限)

# 主な課題と対応方向（案）

## 主な課題

### ○ 森林の集積・集約化の推進

- ・森林経営管理制度により市町村への集積・集約化が進むものの、林業経営体への権利設定は低位に推移
- ・世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れている中、森林資源の循環利用を進めるためには、森林の集積・集約化を進めることが重要であり、以下の課題に対応

- ① 小規模・分散的な所有構造の森林について効率的な集積・集約化を進めることが必要
- ② 所有者が不明な森林が存在しており、こうした森林の集積・集約化を進めることが必要
- ③ 林地の半分以上では地籍調査が終わっておらず、境界が不明確であり、効率的な境界明確化や地籍調査の推進が必要

### ○ 市町村の実施体制構築

- ・林務を専任する職員がいない市町村があることも踏まえ、以下のような実施体制の構築に向けた取組が重要
- ①国や都道府県によるサポート
  - ②民間企業等への外部委託
  - ③市町村自らの体制構築

## 対応方向（案）

- ・以下により、森林の集積・集約化の取組を推進
  - ① 改正森林経営管理法に基づき、地域の関係者での協議等を通じた林業経営体への一層の集積・集約化を推進  
また、経営管理の対象となる森林の外縁の境界のみの明確化や所有権を含めた権利移転等、より効率的・効果的な集積・集約化手法の活用を推進
  - ② 所有者が不明な森林については、改正森林経営管理法等を活用し、引き続き、集積・集約化を推進
  - ③ 森林の境界明確化に当たっては、リモートセンシングデータ等を活用した効率的な航測法による取組事例の横展開を進め、境界明確化手法の普及を推進  
また、境界明確化で得られた成果の地籍調査への有効活用等を推進

- ・以下により、市町村の実施体制構築に向けた取組を推進
  - ① 実施体制の構築に関する事例の収集・周知を進めるとともに、知見等を有する森林総合監理士が活躍できるよう、技術力向上や環境整備等の取組を推進
  - ② 民間企業等への外部委託については、改正森林経営管理法に基づく経営管理支援法人制度を適切に運用
  - ③ 市町村自らの体制構築については、地域林政アドバイザーの活用を引き続き推進